

平成 22 年 3 月 18 日
健康福祉事業本部
健康部健康推進課

受動喫煙防止推進のための表示ステッカーの配付
および受動喫煙防止対策推進施設の広報について

受動喫煙の機会を減らすために、禁煙・分煙等のステッカーを作成・配付し、施設での表示を進めるとともに、希望する施設を受動喫煙防止対策推進施設として適宜広報することにより、喫煙者および非喫煙者に施設選択をしやすい環境づくりを進める。

1 禁煙・分煙等の種類

種類	要件
全面禁煙	1 施設内が終日禁煙であること。 2 施設内に灰皿を置いていないこと。
完全分煙	1 施設内に喫煙室を設置していること。 2 喫煙室の出入り口を除いた部分が、禁煙場所と壁等で仕切られていること。 3 十分な能力の換気扇その他の排気装置があり、一定の基準により喫煙室から煙が漏れないこと。 4 喫煙室以外に灰皿を置いていないこと。
時間分煙	1 一日につき 1 時間以上全面禁煙の時間帯を設けていること。 2 禁煙時間帯は施設内に灰皿を置いていないこと。
空間分煙	1 施設内に喫煙席と禁煙席とをパーテーション等で分けて設けていること（禁煙席に煙が流れることもある）。 2 喫煙席以外に灰皿を置いていないこと。

2 ステッカーの作成・配付

- (1) ステッカーのデザイン 裏面のとおり
(2) ステッカーの配付先 1 に掲げる禁煙・分煙等の取組を行う区内施設
*当初は飲食店を中心に展開予定

3 受動喫煙防止対策推進施設の登録等

- (1) 全面禁煙・完全分煙・時間分煙を実施し、ステッカーを掲示する施設については、練馬区受動喫煙防止対策推進施設として登録することに加え、その希望により区のホームページ等で施設名等の周知も行う。
(2) 登録の受付は、平成 22 年 4 月から開始する。

4 参考

- (1) 厚生労働省健康局長通知(平成 22 年 2 月 25 日) 参考 1
(2) 受動喫煙防止対策のあり方に関する検討会 報告書 参考 2

全面禁煙

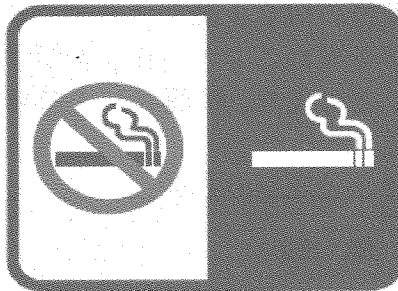
No Smoking In All Areas
全面禁煙 전면 금연



施設が実施する「受動喫煙防止」にご協力ください。★練馬区保健所

完全分煙

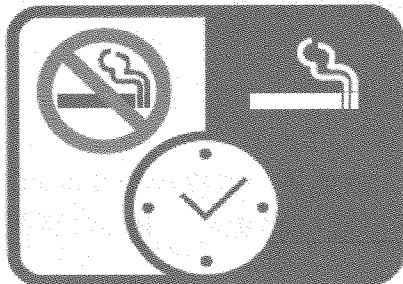
Completely Separate Smoking Area
完全划分吸烟区 금연지역 구분



施設が実施する「受動喫煙防止」にご協力ください。★練馬区保健所

時間分煙

Smoking Is Prohibited At Certain Times
按时间段划分吸烟区 금연시간 제한

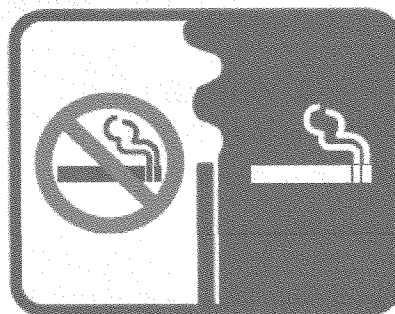


禁煙時間 : ~ :

施設が実施する「受動喫煙防止」にご協力ください。★練馬区保健所

空間分煙

Separate Smoking Area
按空间划分吸烟区 금연공간 구분



施設が実施する「受動喫煙防止」にご協力ください。★練馬区保健所